小麦生産振興事業基本要綱

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　本要綱は、公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）の定款に基づき、北海道産小麦の生産振興を図るために実施する事業に関し、その基本的事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図るものとする。

（事業の目的）

第２条　協会は、北海道における小麦の安定的な生産体制の構築、需要の拡大を図ることにより、地域農業の振興に寄与するため、この要綱に定めるところに従い、事業を行うものとする。

（事業の内容）

第３条　協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

（１）研究開発支援事業：小麦の生産性向上に係る研究開発を支援する事業

（２）付加価値向上事業：北海道産小麦の利用促進に向け、付加価値向上を図る事業

第２章　研究開発支援事業

（助成対象事業）

第４条　助成の対象となる事業は、北海道産小麦の生産及び供給の向上に資する研究開発、試験実証及び関連調査とする。

（助成対象者）

第５条　助成の対象者は、小麦の研究開発に実績を有し、次の各号のいずれかに該当する団体を代表とする研究グループ（コンソーシアム）とする。

（１）地方独立行政法人　北海道立総合研究機構

（２）国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構

（３）ホクレン農業協同組合連合会

（４）その他協会理事長が認めた機関

（助成申請及び採択）

第６条　協会は、公募により対象事業を募集し、提出書類の内容を審査のうえ内定を通知する。内定を受けた事業者は、所定の様式により助成金交付申請を行い、協会の承認を経て交付決定を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第７条　助成金の交付決定後に事業内容や実施方法に変更が生じる場合は、あらかじめ協会に対し、変更理由及び変更後の事業計画・予算を記載した変更承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

（事業完了と報告）

第８条　事業の完了後、速やかに実施内容・成果及び収支決算に関する完了報告書を協会に提出しなければならない。

（助成金の確定と返還）

第９条　協会は完了報告に基づき審査を行い、助成金の最終的な確定額を通知する。確定額を超えて支払われた金額がある場合は、速やかに返還しなければならない。

（助成金の支払い）

第１０条　助成金は、交付決定後に請求書を提出することにより、協会の審査を経て支払われる。

（知的財産権の取り扱い）

第１１条　助成事業により得られた特許権・著作権等の知的財産権については、協会に報告し、譲渡・貸与・担保提供を行う際には事前に承認を受けなければならない。

（監査及び情報公開）

第１２条　協会は必要に応じて助成事業の監査を行うことができる。助成事業の成果は、適切な方法により公開し、広く社会に還元する。

第３章　付加価値向上事業

（内　容）

第１３条　協会は、小麦の需要拡大や付加価値向上等を目的として、生産者団体や製粉事業者等と十分に連携を図り、調査・実証・啓発活動等を行う。

（成果物の取りまとめ）

第１４条　毎年度ごとに、行った取組や要した経費及びその成果について、取りまとめを行うものとする。

第４章　その他

（改　正）

第１５条　本要綱の改廃は、協会理事会の議決を経て行う。

（雑　則）

第１６条　本要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

（施行日）

第１７条　本要綱は、令和７年 11 月 19 日から施行する。